

-----**会 議 報 告**-----

事業名	新型コロナウイルス対策本部会議（第5回）		
日時	令和2年4月1日（水）16：00～	場所	本庁2階 大会議室
出席者	【三役】（本部長）座間味秀勝、（副本部長）神里敏明		
	【総務課】金城満、小久保栄太郎、西田大河【観光産業課】玉城広喜		
	【民生課】新垣聡、神田沙也加、尾崎リサ 【教育委員会】小嶺国土		
	【船舶課】我喜屋元作 【議会事務局】新里武広 【渡嘉敷診療所】山城啓太 (計13名参加)		
会議内容	<p>◆ 各部（関係者）の取組状況について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総務課：HPの一元化を行い、各課の情報をまとめて見やすいように改善する。 2. 観光産業課：商工会より20事業者へ説明を行い、融資制度について5件申請があった。村内事業を観光事業者に依頼できないか相談があったので、業者資格を広くし対応している。 3. 民生課：新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱を作成。マスク等について、購入ルートがあれば照会する。 4. 船舶課：30分前の船内放送について、他の作業に支障が出ないように実施する。緊急車両の取扱いについては、確認する。平日は日帰りのフェリーライナー含めて30名の乗船。週末は100名前後の観光客で、1/3が外国人である。 5. 教育委員会：入学式については、実施予定だが時間短縮になる予定。 6. 診療所：中部病院より離島マニュアルが送られてきているが、渡嘉敷村に当てはまらない事が多いが、のちほど共有する。 <p>◆ 車両搬送について</p> <p>国土交通省に確認した所、フェリーでの患者移送は、特殊車両（救急車）であれば人を乗せたまま、車両待機も可能である。</p> <p>【確認事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 村内に救急車が無い場合は、急患に対応出来なくなるので、他の車両（猪車両）を特殊車両として登録できないか確認が必要である。 ② 保健所から救急車を借用出来ないか確認。 <p>【回答】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急自動車の登録は、赤色灯やサイレンも車の設備としていないと登録が出来ず、猪車両は登録不可と確認。 ② 保健所から救急車の借用は不可と確認。県へは、未確認。 <p>◆ 今後の対応について</p> <p>緊急事態宣言が出た場合の、各班対応を考えておくこと。ただし、宣言が出た場合も、入域制限は出来ない。村内で1人でも感染者が出た場合は、国や県が宣言してなくても、緊急事態として対応する。</p>		

◆ **懸念事項について**

1. 座間味村と同様に、体調不良の観光客は来村しないようポスターを掲示するべきではないか。
2. 船舶課の水際対策について、人員配置の検討を行う。
⇒熱感知器の導入や、それに近い方法を検討する。
3. 移送手段について、①～③のどちらの方法で対応するか検討する。
 - ①海上保安庁の搬送
 - ②チャーター船にて搬送
 - ③救急車をフェリーに載せて搬送

◆ **日帰り観光客に感染疑いが出た場合について**

- ①N95 のマスク装着
 - ②船舶に情報提供
 - ③本人に人との接触を避けるよう指示する
- ①～③の方法にて対応